

公 告

「山形県立米沢栄養大学2020大学案内」制作業務について、下記のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続き(公募型プロポーザル方式)を次のとおり行う。

平成30年8月21日

山形県公立大学法人
理事長 鈴木 道子

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 件名 「山形県立米沢栄養大学2020大学案内」制作業務
- (2) 業務内容 業務仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から2019年5月30日(木)まで
- (4) 見積限度額 1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする
※2018年度の予算上限額は650,000円(消費税及び地方消費税含む)とし、2019年度分と合わせた予算合計額の上限額は1,000,000円(消費税及び地方消費税含む)を見込んでいるが、確定した金額ではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納している者でないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること
(加入する義務のない者を除く。)
- (4) 1年以上引き続き業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいる者であること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第5項の競争入札参加資格者名簿(様式第104号に限る。)に登載されている者又は別途定める手続きにより本法人がこれに準ずると認める者であって、県内に事業所(本店、支店又は営業所)を有すること。
- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (8) 山形県暴力団排除条例(平成23年8月1日施行)の規定により、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (9) 過去3年間に、大学、官公庁、一般企業等の広報誌等の発刊業務を受注した実績があり、その現物を提出できること。
- (10) 本業務の専任担当者を配置し、随時連絡が可能な体制を取れること。

3 参加申込

参加を申し込む者は、次により参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（「山形県立米沢栄養大学2020大学案内」制作業務受託者募集要項（以下「募集要項」という。）「様式第2号」）

※受託実績に基づく現物を1部添付すること。

イ 企画提案書

ウ 概算費用見積書（任意様式）

エ 納品までのスケジュール表（任意様式）

オ 会社案内書（既存の会社案内等で可）

なお、詳細は別添募集要項によること。

(2) 提出期限

2018年9月28日（金） 午後5時まで

・持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）

・郵送の場合は、提出期限の午後5時までに必着とし、未着の場合の責任は提案者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 提出場所

〒992-0025 山形県米沢市通町六丁目15番1号

山形県公立大学法人 総務企画課 法人企画担当

4 その他

(1) 関連資料

ア 募集要項

イ 委託業務仕様書

(2) 失格

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 募集要項に提出することとされた参考見積書に記載された金額が、募集要項に定められた見積限度額を超えているとき。
- ② 募集要項に定められた提出方法によらず、募集要項により提出することとされた参加申込書（様式第2号）、提案書その他の提出書類（以下単に提出書類という。）が提出されたとき。
- ③ 募集要項に定められた受付期間内に提出書類が提出されなかったとき。
- ④ 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- ⑤ 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- ⑥ 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- ⑦ 前号に掲げるもののほか、この募集要項に違反する等、本業務に係るプロポーザルの実施にふさわしくない行為が行われたとき。

なお、書類の提出以降、契約締結までに、「2 参加者の資格」に掲げる要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合も失格とする。

- (3) 受託予定者として決定された後に契約対象となる内容は、企画提案書等に記載された内容に拘束されるものではないこととする。
- (4) 本学の都合により、事業の中止、延期又は業務内容の変更をする場合がある。
- (5) 詳細は、募集要項による。